

## 離婚時の養育費の支払いを含む共同養育に関する取り決めについて

本年五月二十九日、法務大臣直轄の私的勉強会「養育費勉強会」が養育費の支払いについての取りまとめ（以下、本取りまとめ）を行った。時を同じくして六月二日、自民党・女性活躍推進本部においても、「養育費不払いの速やかな解消に向けた提言」（以下、本提言）を安倍総理に申し入れた。

もとより我々超党派の「共同養育支援議員連盟」としても、離婚後等の継続的な親子関係のあり方につき議員立法を取りまとめた立場からして、本取りまとめ・本提言は、大変歓迎すべき事態であり、基本的には協調路線をとりながら、養育費の支払い確保の実現に向けて尽力をしていきたいと考えている。

そこで今回、本取りまとめ・本提言が、離婚時の養育費に関する取り決めの徹底や原則義務化することを提案していることに焦点をあてて、我々議員連盟として意見表明をすべく、ここに以下の提言を行うものである。

### 記

一、民法七六六条にもあるように、未成年者の子どもにとって、養育費の支払いと面会交流は、どちらも不可欠なものである。また面会交流は、我が国も批准した児童権利条約九条3において保障されているし、法務省が作成し現に配布している「手引き」\*には、離婚をする際に「養育費」と「面会交流」の両方の取り決めを夫婦に求めている。さらに法務省も評価する調査研究報告書\*\*では「面会交流の取り決めがある者は、同時に、養育費の取り決めをしていることが多い」とまで報告している。以上を踏まえて我々は、協議離婚につき未成年者の子どもが置かれた我が国の現状を強く憂え、子ども之最善の利益のために協議離婚が最小限ルール化されてもやむを得ないと価値判断し、以下の提言をする。

**未成年者の子どもがいる離婚の場合、養育費の支払いと面会交流の双方を内容とする共同養育に関する取り決めを原則義務化（協議離婚成立の要件と）する。**

二、なお本提言にあるように、DV等が公的機関により認定された場合には養育費の事前取り決めが免除されるとしている点は、我々も強く賛同する。

しかし、本提言にある「セーフティ養育費額」制度が、「話し合いをすることが困難な事情」にDV等以外の事情も広く含めるのであれば、にわかには賛同はできない。話し合いができない状態にした有責配偶者や、監護権確保を目的に連れ去りをした配偶者等に当該制度が適用されるのは公正・公平性に著しく欠け、不当な連れ去りを既成事実化する懸念があるからである。以上を踏まえて提言をする。

**DV等以外の事情による共同養育に関する事前取り決めの免除は、公正・公平性を踏まえての極めて慎重な取り扱いが求められる。**

**養育費の支払い、安定した面会交流の実現のため公的相談・支援体制の強化をする。**

令和二年六月二五日

共同養育支援議員連盟 役員一同